

平成 25 年度コミュニティ助成事業留意事項
(一般・コミセン・地域防災・青少年・共生)

コミュニティ助成事業の申請については、コミュニティ助成事業実施要綱（以下「要綱」という。）とともに、次の事項に留意してください。

第 1 事業内容（要綱第 1 および第 2 の 2（1）関係）

当助成事業の財源は、宝くじの受託事業収入によるものですので、地域社会の健全な発展を図るとともに、宝くじの社会貢献広報が行えるものとしてください。

第 2 用語の定義

次に掲げる用語の定義は、以下のとおりです。

(1) 事業実施主体

コミュニティ助成事業を、自主的に中心となり実施する団体及び市（区）町村とします。（政令指定都市は除く。以下同じ。）

(2) コミュニティ組織

市（区）町村がコミュニティ活動を行っているとする自治会、町内会、自主防災組織等の地域に密着して活動する団体とします。地域に密着した団体であっても、専ら趣味や芸術等に限定した活動団体は除きます。

また、宗教団体、営利団体、公益法人及び地方公共団体が出資している第 3 セクター、その活動が地域に密着しているとは言いがたい団体等は除きます。

(3) 自主防災組織

市（区）町村が認める地域の自主防災組織（災害対策基本法 5 条第 2 項に定める組織）。

(4) 消防団

消防組織法に定めるもの

(5) 女性消防隊

(3) に属する女性消防隊（女性消防団は含まれません。）

(6) 少年消防クラブ

地域において消防防災を中心に交流を深め、将来の地域を支える人づくりを進める少年消防クラブ

(7) 建築物

建築基準法に定めるもの

(8) 備品・消耗品

助成対象団体の規則等で定めるもの

(9) 事業終了日

設備・備品の納品日若しくは検収日、保存登記完了日(要綱第2の1(2)の場合)、ソフト事業における事業の全ての実施が終了した日とします。

第3 申請要件(要綱第2及び第4～第6関係)

1. 所管の都道府県知事の副申のあるものとします。

2. 事業を実施するにあたり、以下の場合は対象外となります。

(1) 法令(道路法、屋外広告物法、不動産登記法等)に抵触する場合。

(2) 複数年度にまたがった事業、毎年繰り返し実施されている事業。

(3) 起債事業及び補助事業の一部に助成金を充当するもの。

(4) 娯楽性の高い備品及び営利事業を目的とした備品の購入。

(5) 住民個人宅に設置されるもの。

(6) 土地を要する事業を実施する場合(コミュニティセンター建築の他、広場整備やベンチの設置等)で、次に該当するもの。

① 抵当権等の権利関係が付着しているもの(含む抹消登記未済)。

② 相続手続き未済のもの。

③ 所有者全員の承諾書等が得られないもの。

なお、事業実施後に抵当権等が付着することが無いようにしてください。

3. 事業実施主体が市(区)町村以外となる場合は、次の要件を満たすことが出来ること。

(1) 申請時点で、事業実施主体が設立されていること。

(2) 規約が提出できること。

(3) 平成24年度の事業計画及び予算書が提出できること。

4. 要綱第2の1(1)、(2)、(3)ア、(4)の事業実施主体は主に、市(区)町村における自治会、町内会、自主防災組織等のコミュニティ組織とします。ただし、複数のコミュニティ組織の要望をとりまとめて申請する等(単一のコミュニティ組織による申請では、要綱第5に規定する助成金の下限額に満たない場合など)、市(区)町村が事業実施主体となることが効率的で、コミュニティ活動の支援に直結する事業となる場合に限り、市(区)町村が事業実施主体となることを可能とします。

5. コミュニティセンター助成事業以外では、建築物は対象外としておりますが、基礎工事の伴わない簡易な倉庫・収納庫は対象となります。
6. コミュニティセンター助成事業の申請は、各都道府県において上限 3 件を原則とします。
7. コミュニティセンター助成事業は、総事業費の 5 分の 3 の助成であること、また、各都道府県において原則上限 3 件の申請であることから、土地、財源、住民の総意等において、助成決定後の事業実施が確実なものに限ります。
8. コミュニティセンター助成事業の建設については、主に新築を対象とします（建設後、事業実施主体名義での、建物の保存登記が必要となります）。修繕については建物の主要構造部について行う大規模な修繕を想定し、その対象建物全体をコミュニティセンターとしての用途で使用しているもので、抵当権等の権利関係が付着していない、登記名義人が単独のコミュニティ組織（保存登記済）となっているものに限ります。（バリアフリー化工事については、「共生の地域づくり助成事業」にて助成対象とします。）
9. 地域防災組織育成助成事業において事業区分「ウ」及び「エ」で整備する資器材については、別紙 1 を参照してください。
10. 地域防災組織育成助成事業において事業区分「オ」及び「カ」で整備する資機材については、別紙 2 を参考にしてください。
11. 青少年健全育成助成事業は、自治総合センターが実施している野球、バレーボール、サッカーに関する事業と重複するものは対象外となります。
12. 共生の地域づくり助成事業は、ハード事業についてはユニバーサルデザインに配慮した設備の整備、ソフト事業については子ども・女性・高齢者・障がい者・外国人などにやさしいまちづくりを進めるための取り組みが対象となります（別紙 3 を参考にしてください）。
ただし、自治総合センターが実施している他の事業と重複するものは対象外となります。

第4 助成対象経費（要綱第6関係）

助成対象経費は、助成対象事業を実施するために要する経費とします。

ただし、対象外として要綱に記載されているものの他、次のものも対象外とします。

- (1) 既存施設・中古品の購入
- (2) 車両（乗用式のトラクター・除雪機・草刈り機等も含む）
なお、共生の地域づくり助成事業で対象となる車両は別紙3を参照してください。
- (3) 銃・刀剣類
- (4) 既存施設・設備（備品）の修理・修繕・撤去・解体処理にかかる費用
ただし、一般コミュニティ助成事業における地域の祭りに関する備品、コミュニティセンター助成事業における大規模修繕、共生の地域づくり助成事業におけるバリアフリー化工事は助成対象とします。
- (5) 土地の取得・造成、外構工事
- (6) 青少年健全育成助成事業・共生の地域づくり助成事業のソフト事業において、事業の全部が外部委託となる事業、および備品の購入。

第5 宝くじの社会貢献広報（要綱第7関係）

1. 宝くじ社会貢献広報事業を告知するデザインは、当財団ホームページの「宝くじ社会貢献広報：表示に関するデザインマニュアル」に準拠して下さい。表示についてはカラーで行い、モノクロでの表示は不可とします。ただし、単色刷りの広報誌・チラシなどの場合はモノクロ表示を可とします。
2. 広報表示の貼付については広報効果が最大限発揮できるよう、貼付箇所について特段のご配慮をお願いいたします。
3. コミュニティセンター助成事業については、自治総合センターで作製したプレートを交付いたしますので、建物入り口等、広報効果の上がる場所に設置してください。（その他の広報表示につきましては、助成対象経費としてください）
4. 青少年健全育成助成事業・共生の地域づくり助成事業のソフト事業については、作成したチラシ・ポスター等の印刷物、看板等に必ず広報表示を行ってください。
5. 広報誌等に事業の紹介記事を掲載する際は、「宝くじの助成金で整備した」もしくは「宝くじの助成金で実施する」旨の文章としてください。この際、事業の様子を撮影した写真を挿入するなど、広報効果が最大限に発揮できるようご配慮願います。

第6 助成の申請手続き（要綱第8関係）

1. 都道府県知事は、別記様式第2号に事業の必要性と優先順位〇〇位までを明記してください。〇〇位後の順位の記載は必要ありません。（要綱第2の1（3）イ・ウ・エは除く）
2. 申請書はA4サイズとし、説明資料等も原則としてA4サイズとしてください。
3. 申請概要一覧表（別記様式第2号の2）は電子メールにより提出して下さい。（要綱第2の1（3）ウ・エ・オ・カは除く）
4. その他申請手続きに係る留意事項、注意点については別表「必要書類一覧表」を参照してください。

第7 助成対象事業の変更（要綱第10関係）

1. 助成対象事業の内容に変更がある場合は、必ず事前に自治総合センター担当者にご連絡いただき、協議のうえ承認を受けてください。ただし、生産中止に伴う品番変更、更新についての変更申請は不要です。事業が終了した後、実績報告の段階で、助成決定内容と実際の事業内容に大幅な相違が生じている場合は、その決定内容を取り消し、助成金が交付できないことがあります。
2. その他変更申請手続きに係る留意事項、注意点については別表「必要書類一覧表」を参照してください。

第8 実績報告書の提出について（要綱第11関係）

1. 実績報告書の提出は事業終了後2カ月以内にしてください。ただし、平成26年4月15日まで（自治総合センター必着）とします。提出にあたっては、別表「必要書類一覧表」を参照いただき、必要書類が完備出来次第、すみやかにご提出ください。万が一提出期限までに必要書類が完備しない場合や期限までにご提出いただけない場合は、必ず事前に自治総合センター担当者にご連絡いただき、遅延の事由についてご説明をお願いします。
2. その他実績報告書の提出に係る留意事項、注意点については別表「必要書類一覧表」を参照してください。

第9. その他

過去に助成を受けた施設や備品等の処分については、助成対象団体の規則等の定めによって行ってください。

(別紙1) 助成対象資器材

事業区分	区 分	例
ウ	防火防災訓練用 資器材※	① 消火訓練用放射器具・模擬消火訓練装置セット (光波消火器セット、水消火器セット等) ② 心肺蘇生訓練用マネキンセット、AED トレーナー ③ 煙体験用資機材 (煙体験ハウス、煙発生装置)
	防火広報用 視聴覚資器材	視聴覚資器材セット [液晶ビジョン (据え置き・天吊り両用型液晶ビデオ・ 投写装置) ビデオデッキ (DVDも可)、スクリーン (100 型三脚付)、ビデオムービカメラ・デジタルカメラ・ア クセサリーキット、アンプ、スピーカー及び付属品一 式]
エ	幼年消防用 活動資器材	幼年消防用鼓笛隊セット [メジャーバトン、太鼓 (大・中・小、キャリングホ ルダー付)、シンバル、ベルリラ、マーチングキーボー ド、ベスト、ベレー帽、指導書など]

※防火防災訓練用資器材については、①、②、③のうち1つを選定してください。

消防用法被	<p>事業区分ウ (防火防災訓練用資器材若しくは防火広 報用視聴覚資器材) 及び事業区分エ (幼年消防用活動 資器材) のいずれかと一緒に購入する場合は、可とし ます。(法被単独での購入は不可)</p> <p>ただし、100千円を上限とし、背には、「防火」又は 「婦防」と表示するものとします。</p>
-------	---

(別紙2) 参考例

1 事業区分「オ」の対象資機材例

区 分	資 機 材 例
初期消火活動 及び 予防活動	【初期消火活動】 D-1級軽可搬消防ポンプ一式《必須》 (注1) その他活動に必要な資器材(注2) 【予防活動】 法被・ジャンパー等 その他活動に必要な資器材(注2)
初期消火活動 及び 応急救護普及活動	【初期消火活動】 D-1級軽可搬消防ポンプ一式《必須》 (注1) その他活動に必要な資器材(注2) 【応急救護普及活動】 心肺蘇生訓練人形・訓練用マット等 その他活動に必要な資器材(注2)

(注1) D-1級軽可搬消防ポンプ仕様書参照のこと

(注2) 「その他活動に必要な資器材」とは、以下に定める参考例による。

(1) 初期消火活動関係

- (ア) ヘルメット、アポロキャップ、防火衣、活動服、長靴
- (イ) 携帯ライト、ホイッスル
- (ウ) 組立水槽、発電機、投光器、背負式消火ポンプ、電動自転車
- (エ) 標的、予備ホース、防水シート、ホース排水装置
- (オ) その他初期消火関係で必要とするもの

(2) 予防活動関係

- (ア) ビデオカメラ、液晶プロジェクター、ビデオデッキ、スクリーン
- (イ) 予防啓発用ビデオ・フィルム、紙芝居
- (ウ) 拡声器、ラッパ、拍子木、広報用旗
- (エ) 訓練用消火器
- (オ) その他予防活動関係で必要とするもの

(3) 応急救護普及活動関係

- (ア) 三角巾、人工呼吸用マスク、副子、救急箱、自動体外式除細動器 (AED)、AED トレーナー
- (イ) 担架、毛布
- (ウ) 応急救護普及啓発用ビデオ・フィルム
- (エ) その他応急救護普及活動関係で必要とするもの

2 事業区分「カ」の対象資機材例

対象資機材例	
<初期消火訓練用資機材>	
	D-1級軽可搬消防ポンプ一式 (注1)
	消防用ホース一式
	簡易防火水槽
	訓練用水消火器
<災害救助訓練用資器材>	
	救助工具収納箱
	LED 強力ライト
	ハンド型メガフォン (トラメガ)
	リヤカー (ノーパンク)、一輪車
	脚立
	投光器、発電機
	トランシーバー
	救命浮輪、ゴムボート
	ヘルメット、手袋
	防煙マスク
	救命胴衣
	活動服、ベスト

＜応急手当訓練用資器材＞	
	人体モデル（ケース付）
	AEDトレーナー
	簡易担架
	布担架
＜学習等その他クラブ活動の円滑な実施に必要な資器材＞	
	プロジェクター
	スクリーン
	簡易テント
	マイクセット、ワイアレスアンプ
	炊き出し器セット

（注1）以下のD-1級軽可搬消防ポンプ仕様書参照のこと

D-1級軽可搬消防ポンプ仕様書

1 仕様及び装備品

品名	規格	数量
軽可搬消防ポンプ	D-1級	1
台車	横型	1
保護カバー	綿帆布(防水処理) 国防色	1
消防用ホース	40φ×20m	3
吸水管	40φ×4.5m 金具付	1
ストレーナ	40φ銅製	1
ポリカゴ	40φポリプロピレン製	1
管鎗	40φBC	1
ノズル	40φ用可変噴霧ノズル	1
牽引ロープ	10φ×10m	1
吸管用控網	8φ×6m	1
吸管控網用止ゴム	ゴム輪	1

2 軽可搬消防ポンプ諸元

項目	摘要	備考
級別	D-1級	
重量	24kg以下	
総排気量	68cc以上	
出力	5PS以上	
燃料	混合ガソリン	
タンク容量	1.5ℓ以上	
吸水口径	40mmφ	
吐水口径	40mmφ	
放水量	0.22m ³ /min以上	

(別紙3) 参考例

【対象事業】

区分	事業内容
ハード事業	<ul style="list-style-type: none">・移動入浴車、障がい者・高齢者等の外出を促進するための車両（リフト付き車両、ノンステップ型コミュニティバス等）の整備・「タウンモビリティ」の実現に向けた歩行補助車等の整備・コミュニティセンター等公共施設のバリアフリー化工事・障がい者・高齢者の利用に配慮した、情報通信機システム（視覚障害者用パソコン等）の整備・「少子・高齢化対策事業」で整備した施設内において地域住民の利用に供する備品の整備
ソフト事業	<ul style="list-style-type: none">・子育て相談の実施・子育てサポーターの育成、子育てサークルの構築・子育て支援センターと公立幼稚園・保育園の連携・交流の場の創設・子育て支援情報システム等の整備・少子化問題キャンペーン等の普及啓発・高齢者の生きがいづくり事業・障害者・高齢者と子供のふれあい事業・地域福祉のコーディネーター設置

【経費】

区分	内容
対象経費	出演料、謝金、旅費（宿泊費を含む）、会場設営費、広告費、保険料、委託費
対象外経費	人件費（市（区）町村職員の給与・時間外手当など）、報賞品（表彰にかかる賞状・賞金・賞品など）